のであります。 力に対しましては、 られた福祉
帯務所の職員の方がたの御务 政の実施機関として、事業の推進にあた 相談所とともに地方における児童福祉行 展は、めざましいものがあります。 かから再出発したわが頃の児童福祉事業 となりました。第二次大戦後の荒廃のな てから、本年で、二十周年を迎えること 昭和二十三年に児童福祉法が施行され それから一十年、この間の事業の進 深く敬意を表するも

今後さらに、

市菜の推進に

努めなければ たちは、この二十年間の業績をふまえて ますと、まだまだ不十分な点が多く、私 ならないと思います しかしながら、児童の福祉の現状をみ

心理学、 長期的な展別の下に配慮する必要があり すが、同時に今後の社会、経済の変せん 行く必要があると考えます り入れ、應句の近代化、科学化を図って に対応し、時代の要請に応じた施策を、 いる対策を早急に推進する必要がありま ましては、まず施策の現状が立ち遅れて 今後の児童福祉事業の推進の方向とし 児胤福祉庁政のなかに、積極的にと理学、教育学等の領域の輝かしい成果 また、最近、その進歩の目覚しい

の重点として、まず第一は、心身際密児 重点的にとり上げられた脚策の一つで、 は児童福祉対策のうちで、比較的最近に対策の推進であります。心身障害児対策 とのような観点に立って、今後の施策

> に達するように努力したいと考えます。 も今後の十年間のうちに先進諸国の水準 かも計画的に拡充するとともに、在宅の そこで、今後、重度の心身障害児をはじ と十年以上遅れていると言われています の障害児に対する施設の整備等の面にお 施策の立ち遅れが目だち、 また同時に、心身障害の発生原因とその いて著しく、先進諸国の状況と比較する 心身際害児のための施設を早急にし とくに、

> %)は、昭和七十年には約七〇〇〇万人神の人口約四五〇〇万人(総人口の四五 ります。との限られた幼少人口を心身とており、人口の老船化は顕著のものがあ す。また、この幼少人口の減少とともに であり、とのためには、児童の健全疗成 対策を、さらに強化する必要がありま もに健全に育成することは、極めて重要 人口の都市への集中化の現象が進行して (総人口の六〇%)になると推定されて 昭和四十年の首都圏、東海、京阪

児童福祉法施行二十周年に多なで おり、

渥 美 夫

の発生予防のために必要な母子保健対策 についても充実強化を図らねばなりませ 治採力法等についても研究を進め、陳書

の約一七・六%)に減少すると推計され昭和八十年には約二一五〇万人(総人口 四十年の約二五〇〇万人(総人口の約二 五%)の幼少人口は、二十一世紀初頭の 後、ますます、幼少人口が減少し、昭和 第二は、健全育成対策の推進でありま わが図の人口の推移を見ますと、今

> せん。 傾向を増大させ、家庭の育児機能の低下 大等の問題が生じます。また、核家族化児剤の遊び場の不足、不具環境地区の増 の傾向は、児童の過保護、期待過剰等の 児、情緒隙害児の増加、交通事故の多発 全育成対策の強化を図らなければなりま をそこなう問題に対処するためにも、 もいなめません。このような児童の福祉 います。この都市化の現象に伴い、

> > ころが大きいものと考えます。

第三は、保育対策の強化であります。

指導の拠点として、福祉事務所に家庭児 **常家庭局と改称して以来、家庭児童相談あります。昭和三十九年に、児童局を児** 共団体がその分担に応じて推進し、 実強化を図る必要があると考えます。 保育所の増設を年次計画をたてて実施し で保育を受けられない要保育児童は、 等による就労婦人の増加は今後さらに増 **婦人の地位の向上、消費生活水塊の向上** 産業構造の変せん等による労働力の不足 域に密接した福祉事務所の活動にまつと にある児童に対する健全育成施策は、地 ければなりません。このような一般家庭 会等の地域組織活動の進展にもつとめな 的な参加が必要であり、子ども会、親の ゆえであります。また、地域住民の積極 **事業の強化を図ることとしたのも、この 兼相談室を設ける方針をたて、家庭相談** のは、児童の配全育成の分野においてで とくに福祉事務所の活動に期待致したい 関としてこれにあたることとなりますが 相談所、福祉事務所等がその第一線の機 ていますが、今後もさらに保育対策の光 **層地加するものと考えられます。現在、** 大し、一方核家族化の進行に伴い、家庭 以上、述べました施策は、国、地方公

児産

てやみません。 事務所の職員の方がたの御活躍を期待し 今後の児童福祉事業の発展のため、 児童福祉法施行二十周年を迎えまして

(厚生省 児童家庭局長)

電影 涯 保護

皆さんも、基準改定その他でお忙しいことと思います。 四十三年度の新しい生活保護行政の方針が出され、福祉事務所の

> の自給認定を廃止するなど、失態により近づける改正がなされてい の制度金にひきついでの改正であり、また事務間素化の面で、主食

だという意見があり、世論がわき起りましたが、その中で一三%引 上げをみたことは特筆すべきことです。 今年はとくに基準引上げで、財政硬度化の折引上げは加止すべき

また実施要領についても、 補償金・保険金を認めたことは、去年

意見等を尊重して、従来から採用されて いる格差縮小の立場からの祭定方式によ 分科会の「中間報告」および「提言」の

が示されています。以下、

つづきなされており、監査方針ではケースの収扱いについて、 ます。医療扶助についても今後は指導に重点を置くべく配慮がひき

今月号はそれらについて解説を特集しま

ついて」の提当について説明してみよう。 ととでは省略し「生活保護基準の改善に 刊のこの誌上において紹介しているので 専門分科会の「中間報告」については既

活扶助基 準 の改定

縮 小 を 目

るべきである」という立場から改善を行 旨である「国民生活の動向に対応し、こ 裁会生活保護専門分科会の中間報告の越 れとの格差是正の見地からその改善を図 生活保護制度の大宗をなず生活扶助基 昭和三十九年十二 戸、社会福祉審 基準抑止 意見おさえ「提言」尊重

てきたところである(没1)

昇分に格益縮小分を加えて改善を行なっ ない、当該年度の一般国民の消費水準上

用してきたところである。 資水準の向上の度合を示す目途として利 算編成前に発表される経済見通しにおけ るが、これを予測することはきわめてむ ついて、これを適確に予想する必要があ 帯の消費水準がいかなる水準を示すかに つかしいので、数年米、経済企画庁が予 る個人消費支出の伸び席を一般世界の消

昭和四十二年度の生活保護基準改定に 社会福祉客議会生活保護専門

> の改善を消費者物価程度におさえるべき 財政硬質化問題とからんで生活保護基準

って行なったのである。前記の生活保護

積極的に基準引上げを人

会福祉審議会生活保護専門分科会から降の扱意は、昭和四十二年十一月三十日社のの場は、昭和四十二年十一月三十日社 であると表明したところであるが、最近 **澄頼小を図る見地から改善を行なうべき** 提督の内容は次のようなものである。 いて、先に、一般国民の消費水準との格 生大臣あて提出されたものであり、その 当分科会は、生活保護基準の改善につ

見解をあらたに表明したのである。

き積極的に行なうべきであるとして次の 改定についても従来の改善と同様、 昭和四十三年度における生活保護基準の 「提言」 の示す方向

易に望めないので、 変動に適応できない落層者が増加するも のと考えられる。したがって、高い経済 相対的欠乏感が強くなる一方、これらの 成長によって一般国民の生活水準は引き 総き向上するが、階層間格差の縮小は容 変動に対応で含ない落膜者の増加 **空菜構造、社会構造の変動に伴い**

ンボをゆるめることができないこと。 に必要であり、生活保護基準の改善のテ

症を比較しても、なお、相当のへだたり 格差縮小となっていないとみられる。ま 減少からみて、国民生活の災傷に即した 程度であり、この程度では保護受給者の 準に比較すると五〇%をわずかに上回る があること。 た、イギリス、西ドイツなどにおける格 50%の開きは諸外国と比べて低い 生活保護水準は一般国民の消費水

免税点引上げに対応

げが予想されること。 排税減税 に伴い、 たところであるが、明年度においても所 免税点世帯の改定とほぼ歩調を進めてき 3、さらに、

生活保護基準は従来から かなりの免税点の引上

の階層に対して一般国民の生活の動向か われるべきであり、政治姿勢として底辺 とでこそ、あらゆる施策に優先して行な 財政硬度化の事情を理解できないわけで 与えるべきでないこと。 らことさらに水り残されたという印象を "硬直"下でこそあらゆる施策に優先 生活保護水準の改善にあたっては むしろ、とのような事情のも

活保護基準の改定にあたっても、 図る見地から少なくとも従来程度の引き 度合いを前提とし、これとの格差縮小を 度における一般国民の消費水準の向上の 上げを行なうべきであるとしている。 以上の理由から、昭和四十三年度の生 当該年

13%の引上げ決定 見込まれた実質水

定したのである。 括扶助基準一三パーセントの引上げを決 の格差額小を図りうるという立場から生 費的に一般世帯と保護世帯との消費水準 消費水準の向上の実態等を勘案して、 参考としつつ、母近における一般世帯の 個人消費支出の伸び率一四パーセントを れを具体的に述べると、明年度における 等を尊重して改善されたのであるが、こ 述のとおり、生活保護専門分科会の意見 生活保護抵地の改定にあたっては、

の伸びぶそのものを、一般世帯の家計費

目)の伸び率と考えられる。したがってがないかぎり一〇パーセント程度(名 きており、明年度においても余程の事情 績からみても過去三年間毎年八パー 生活扶助基準一三パーセントの引上げに トから一一パーセントの伸びで推移して るものと判断したのである。(表2) よって一般世帯との格差はさらに超小す すなわち総則府家計調査の数年間の実 セン

女、被服費等の一般家計費のほか、現実各世帯が実際に支出する飲食物費、住居 窓を人口修正していたものを上記のよう をみるにあたって、個人消費支出の伸び に判断したのは個人消費支出額の内容は る一般世帯の一人当たり消費水準の伸び には支出されていないが国民所得統計の このように昨年度まで当該年度におけ

> 用の扱近の著しい増密からも明らかなと 用や団体消費等を含む包括的な費用概念 会保険に加入している場合の社会医療費 概念上、家計が支出したものとみなされ は多少過大となる。これは、社会医療費 であり、これをもって旅密な意味での一 る政府等からの現物給付、たとえば、 ころである。 したがって、 個人消費支出 般世帯の家計費の伸び率としてみること

> > とのようにして生活扶助系幣が一三パとはいえない面があるからでもある。 の伸び浴としてみることは必ずしも適切

本年度のエンゲル 係数は48・9%に

限務的判断を行なっている。なお、との的な面から最低生活数の妥当性を検証し 算定方式により最低生活費を算定する際 は上述のように一般国民と保護世帯との ゲル係数は四八・九パーセントであり、 いるエンゲル方式によって科学的、合理 らの判断のほかに、従来から採用されて 消費水準の格差縮小を図るという見地か 昨年度のエンゲル係数五一・ニパーセン れるが、とこで使用された本年度のエン 飲食物費をエンゲル係数で除して算定さ さらに生活保護基準の設定にあたって

の増額となった。この増額の内訳は、

食物費が一、六九三国、その他の経費が

一、三五六円である。

四歳女)で現行二三、四五一円が二六、

五〇〇円に改善され、月額三、〇四九円

三パーセント引上げられた結果、一級地

(王五歳男(無菜)、三○歳女、九歳男(東京、大阪等の大都市)標準四人世帯

になる。 で、七・八パーセントの実質水準の伸び八パーセントの伸びと予測されているの 通しによる消費者物価(全国)が、四・ 活水準の改善は昭和四十三年度の経済見 が見込まれることとなる。 トに対してかなりの改善がなされたこと セント引上げられたことにより実贯生 とのようにして、生活扶助基準額が一

その 他の 扶助 等 の 改定

実態を勘案し、 行管の勧告いれる

加算および勤労控除等についても妥るの とおりであるが、その他の扶助基地各種 生活扶助が地の改定は以上に説明した

みよう れたもののうち主なものについて述べて とおり改善された。次に、それら改定さ

◇住宅扶助洪準

七年ぶりに改定

東京都―特別基準で七、 九三〇円まで

を一、八〇〇円に改定した。 年七月行政管理庁の勧告もあり、現行の た。また、このような実態に対して、昨で、実態とかけ離れたものとなってい 一般基準額一、〇〇〇円(一、二級地) 設定され、そのまま据え置かれていたの 一般基準については、昭和三十六年度に 住宅扶助括準の家賃、間代、地代等の

には、各都道府県毎に第二種公営圧宅の 範囲内で認めることとしている。 の場合は特別基準として七、九三〇円の う配處している。 本年度における東京都 とととしその地域の実態に即応できるよ ・三倍の額まで、特別抵準として認める **家質の最高額を標準として定めた額の一** なお、 一般基準額でまかなえない場合

◇教育扶助基準

で平均5.%の引上げ 教材費等の値上り

均儿・エパーセント引上げ、 れに対応させるため、教育扶助基準を平 教材費等の値上がりがしているので、こ ている。また、消費者物価の高脆により 育水災が高まり、 父兄の数育に対する熱意により年々数 教育費の支出が増加し

> 三六五円に、中学校一年生の場合は昭和生の場合、昭和四十二年度の三三五円が れ改定した。 四十二年の九一五円が九九〇円にそれぞ

◇生業扶助基準

望する雇用条件に合致した億力を有したは一般に若年労働力の脈田や雇用主が希慮から離脱してゆくものが多いが、これ 立助長させていくことが必要である。労の機会を与えて収入の増加により、自 者に対して、小菜費の活用によって、就 等の原川機会は依然として個限されてい 能力に何らかの欠陥のある者や母子世間者のみであり、多くの中間年齢層、枚動 る状態である。したがって、このような 最近の雇用機会の増大により要保険状

〇〇〇円は、昭和三十七年度に定められしかしながら、現在の生業費の額三〇 すことができない場合がある。 計の維持に効果的な生業費の需要を満た 上昇などにより、この生業費の額では生 たものであり、こと数年来消費者物価の とのような実態を勘案して特別基準と

> ◇基 礎 とができるよう改善したのである。 一級地 控 日雇の職種で 除

三六○五円→四一二○

は生活扶助基準の改定と同程度の改善が 循別基礎控除があるが、業種別基礎控除 基礎控除には業種別基礎控除と収入金

四、一二〇円に改定された。また、菜埴種(一級地)三、六〇五円であったのが行なわれ、昭和四十二年度の(2)の職 ものである。 算した額は、昭和四十二年度の収入金額 別基礎控除と収入金額別基礎控除とを合 除率変換点の額を二、OOO円引上げた 類一七、000円まで100の二六と控 の二六を乗じた額であったのを、収入金 一五、〇〇〇円までその収入の一〇〇分

最 低 生 活 保 障 水 準

等に活用を

中高年腧層、

母子世帯

その他の扶助、各種加算および勤労控除

る最低生活質は(表4)、

以上のように生活扶助基準をはじめ、

一級地四人世帯で四、

四〇〇円の増一稼動の場合―

ある四生部長の昨今……山崎 卓…(1) 児童福祉法施行二十周年にちなんで 一特集一 43年度の生活保護………… ◇第24次基準改定……厚生省保護課(3) ◇実施要領の改正…厚生省保護課…(8) ◇医療扶助運営要領の一部改正 について……呼生省保波源…(13) ◇生活保護監查方針…厚生省生活保護 福祉のところ **劣等感?** "計と心"

生活と福祉

第 145 号

福祉主事作家 湛辺千代樹 カット

等が改善された結果、具体的に保障され 一級地標準四

**	3 第24头主内体政巫		
	第 23 决 改 定 (42年4月)	第 24 次 改 定 (43年4月)	摘要
1. 生活扶助基準		•	
(基準生活費)	ի ի	, 11	
(1)居宅(1 加+2 加)	23, 451	26,500	標準4 人间带
(2) 期 来 一 時 扶 助	12月1人(居住) 1,805	1,805	級地別生活扶助基準
(4)14) 7(2.) 1/ 22	当たり (4(音) 650	650	/1級地 26,500円
(収容保護基準)	21/2 / (4(17)	000	2 級地 24,115
(1)牧 躁 施 改	7,650	8,540	3 款地 21,730
(2)更 生 施 設	8, 110	9,050	4 税地 19.345
(加 炸 等)	5,110	3,000	1 (4 %08 10:040
(7)11 34 34 3	〕妊娠6ヵ月未満 1.345	1,495	
(1)好產婦加算	好報6 カ月以上 2,020	2, 245	İ
(1/4); 17; 40 101 34	產 場 1,245	1, 385	
cover . A. Im Mr			
(2)时 产 加 符 (3)呼 吉 者 加 符	1,780	2, 080	
(4)精谱児養護加算	2,410	2.710	}43年5月1日改定予定
	1,400	1,700	1
(5)苦 岭 加 等	1.500	1,600	,
(6)在宅患者加草	1.945	2, 165	
(7)人工学变代	3,290	3, 290	}
(8)天院患者日用品費	16 神 2,160	2.505	
tot iii lib iii	その他 2,700	3. 130	.t.3214 - 14.01
(9) - 均 45 助	5,000円以内	5,000円以内	中学校大学時の学業服 (42年度) (43年度) 3,000円 →→ 4,000円
2. 教育扶助基準。			(133.3%)
小学3年	学用品費等 335	365	このほかに教刊書等図書代、学校
中学 1 年	915	990	給食性消害性の実性が支給される。
3. 住宅扶助基準			
家作問代等。	2,000	2, 800	住宅事情により第2種公営住宅家賃
安屋捕鲜推持費	(年 版) 10,000円以内	10,000미1114	の最高和を標準とした特別基準を設定
4. 医療扶助基準	国保の診療方針診療報酬に単す る	fall file	
5. 出產扶助馬準	1 作(居宅) 8,000円以内	8, 000111114) このほかに南生材料費が
	(施設(特集))13,000円以内	13,000円以内	∫ 1,200円支給される
6. 生装扶助基準			
(1)生 奖 货	(1 作) 30,000円以内	30,000円以内	43年度より特別基準として
(2)技能蜂母费	(1 (r) 15,000PILEY	15.0001111114	50,000111111
(3)就 版 支 珍 作	(1 ff) 15.0001111114	15, 000111114	
7. 群祭扶助基果	(大人) 8,000円以内	8,000円以内	
	(小人) 6,400円以内	6,400円以内	
(動労に付なう必要経費)	·		
(1)乳種別基礎控除			i
(的の 職 種 (内職)	2, 580	2,970	1
(2) * (日曜)	3, 605	4.120	1
(3) * (±T.)	4, 665	5, 320	ĺ
(2)基礎捨除合算額			 (業種別基礎控除適用者につい
(収入金額別基礎控)	(11 %) 6 500	5 100	1 1
「除を含めた場合」	(統高) 6,530	7,180	{て、その者の収入金額に対応
(3)特别控除	19, 30이기보다	21,800円以内	しして控除される。
(4)新規執分控除	2,000	2,000	
(5)未成年者控除	2, 000	2,000	
(6)不安定就労控除	1,000	1,000	1
1974 1 18 15 IS	(社会保険料、組合性、交通費等)	同 左	
			ı

表 4 最低生活保障水準具体例

表1 生活扶助基準の推移(標準4人世帯 1級地)

	F	/	/	Γ				1
	標準4人世帯(老人2 人世帯	似子 3 人世帯		実施年月日	基準額	対前回比	指数
-	夫 (35歳) H雇 褒 (30歳)	夫(70歳)無私 妻(67歳)無職	母 (30歳) 長男(9歳)	-	昭和年月日	円 円	%	
	長男(9歳)小3	X (V M) / m m	長女(4歳)	第 16 次	35.4.1	8,914		100.0
35年度	長女(4歳)	円	[1]	第17次	36.4.1	10,344	16.0	116.0
1級地	11,044	5,421	8,890	第 18 次	37.4.1	12,213	18.0	137.0
4 殺地	7,996	3,881	6,667	第 19 决	38.4.1	14,289	17.0	160.3
40年度				第 20 次	39.4.1	16,147	13.0	181.1
1報地	23,294	12,654	17,599	第 21 次	40.4.1	18,204	12.0	204.2
43年度	17,077	9,245	12,836	第 22 次	41.4.1	20,662	13.5	231.8
一大规范	33,785	19,302	25,253	第 23 决	42.4.1	23,451	13.5	263.1
4 級地	21,665	13 ,775	18,376	第 24 次	43.4.1	26,500	13.0	297.3

表 2 一般勤労世帯と被保護労働者世帯の消費支出額の格差

	 		 		
	東	京	第 区 部	1	
	一般勤労	者世帯	被保護労働	者世帯	格差
,	1人当たり 消費支出 A	指 数	1人当たり 消費支出 B	指 数	(B/A)
	11		[1]		"0
昭和35年度。	9,039	100.0	3,437	100.0	38.0
36年度	10,295	113.9	4,275	124.4	41.5
37年度	11,203	123.9	4,984	145.0	44.5
38年度	13,291	147.0	5,883	171.2	44.3
39年度	13,870	153.4	6,528	189.9	47.1
40年度	14,636	161.9	7,351	213.9	50.2
41年度	16,006	177.1	8,277	240.8	51.7

资料:被保護生活実態調查、総理府家計調查(FIES)

主が日屈労励者)次のようになる。 人世帯で稼働収入を得ている場合(世帯

昭和42年度当初	图和43年度当初
23,451円	26,500F ^L
2,000	2,800
335	3 65
3,605	4.120
29.391円	53.785円
	23,451円 2,000 335 3,605

護の実施要領の一部が改正され、本年四

保護基準の第1 四次改定とあわせて保

今回の改正点の概要は次のとおりである 月一日から適用されることになったが

なお、既存の個別通知を収録した非項

ので耐意されたい。

および昨年八月一日の身体障害者福祉法

の

定

定めた額)に一・三倍した特別基準額は 二種公営住宅の最高家賃額を標準として 一般悲遊を計上しているが、限度額(第 にくらべて四、四〇〇円の増額となり、 一
五
%
の
引
上
げ
が
行
な
わ
れ
た
こ
と
に
な
る この
段低生活保障水理は
昨年度の当初 なお、この具体例では住宅扶助基準は

> については、学用品、実験実習見学質等ととになっている。また、教育扶助基準場合む、九三〇円の範囲内で認定される ほかに、学校給食費、教科用図供代およ の基準額のみが計上されているが、との 前述のとおり、本年度における東京都の になっている。さらに、動労に伴う必要 び通学交通費等の実費が支給されること

設」に改めたとと、その他表現の整理に 復者後保護施設」を『内部障害者更生施 こととなる。 台の最低生活保障水準はさらに増加する これらの実費や実費控除額等を含めた場 組合貨等が失敗控除される。したがって とどまる事項については説明を省略した 一部改正に関連して実施要領中「結核回

に必要な交通費、社会保険料および労働控除される収入金額別基礎控除や、通勤 な経費として業種別基礎控除のみが計上 (厚生省保護課)

分離を行なうととができるよう改めたもまれる者については、入院当初より他帯体からはずし、六ヵ月以上の入院が見込等を考慮し、三ヵ月以上の入院実績を要等を考慮し、三ヵ月以上の入院実績を要 れることは社会通念上妥当性を欠くこと ない出身世帯員がその自立助長を妨げら 医療費負担のため、生活保持義務関係に も、長期間入院のため別居している者の およびこれらに該当しない場合であって 殺義務を課すことになる恐れがあること と認定した結果、出身世帯員に不当な扶

のである。 句についても同様の趣旨による改正が行 なわれたので州意すること。 なお、この改正に伴い、局第1の2の

5年以上の精神病患者 ー夫婦の場合世帯分離ー

二 同じく入院思者の世帯分離に関して その者の配遇者が属している場合であ かつ、引き続き五年以上の入院を要す る相神病患者については、出身世帯に 入院している期間がすでに一年をこえ っても世帯分離を認めることとしたこ (局第1の2の4のイ)

鋭

たのであるが、例え退院後の帰住が予定。
ガ月以上入院を要する場合」とされてい

されている入院思者であっても、長期間

していると推定しえない場合があり、とにわたる入院中出身世帯員と家計を一に

くに当該入院患者が出身世帯員と生活保

為ことが推定されるが、 このような場合 かわらず実態上は難婚に等しい状態にあ 生活に加え、夫婦間の精神的交流が断絶 している場合には、一般に長期間の別居 した結果、形式上の実知関係の継続にが 夫婦の一方が精神病により長期間人院

世帯分離の要件を「六ヵ月以上入院をれもが生活保持義務関係にない場合の人院患者に対し、出身世帯図のいず 三ヵ月の入院実績要件から除く 医療費負担不当な扶養義務なくす

2の(4)のア) 要する場合」としたこと、(局第一の 解脱

従来の要件は、「入院している期間が かつ、引き続き三

すでに三ヵ月をこえ、

を行ない、出身世帯員と同一世帯にある 持義務関係にない場合、このような推定

目的とする施設であって、救護施設等と

区別する理由がないためである。 設」に入所する場合、世帯分離の取扱引き 続き「その更生を目的とする施 いを継続できるものとしたこと。 入院により世帯分離されている者が

を目的とする他の施設人所習についても
が取した個詞回復署の現生をはかること
を開放」とされていたのを改め、これに
を表した。 同様の取扱いをすることとしたものであ

に網戸の設置で認めるものではない。

災密時のフトン被服費引上げ

最 低生活費の 認 定

行なうことが適当である場合には、実を原則とするが、月の実日教に応じて 日割計算は三〇日を分母とすること 日数によることとされたとと。(課第 4の問答り) (解 (説) **奥日数計算で過不足なくす**

| 対により入院した場合については、夫婦女お、同一世帯に属する生活保持義務

る理由が認められないので、従来とお 場合と異り、世帯分離を行なう根拠と

世帯国として取り扱うものであ

たことにより、その扶資の程度の標準は今回局第4の2の〇のア及びイを改正し

Ш

Ø

燛

빍

Ą

に は

V

中学生学館服四千円に

など

強弱務に関する民法上の判例等を考慮し であるが、かかる実態にある夫婦間の扶 ての扶養の履行を義務づけられているの た場合であっても、なお扶養義務者とし

二 蚊張の支給を必要とする場合、住居 ができるように改められた。 **網戸の設置認められる**

告者(恒常的な要保護者)の長期収容を

これらの施設はいずれも重度の身体障

ときは、蚊張に代えて一件一、五〇〇ことの方が効果的であると認められる とされたこと。 円以内で網戸の設置を認めてよいとと の構造から蚊虫によるより網戸による (解 説) (課第4の問答3)

ものではなく、また蚊母を支給したうえ 世帯員数により網戸の増量が認められる り記められるものである。したがって、 る場合に一世帯につき一、五〇〇円に限 な環境であって、蚊根よりも経済的であ 快適にするという趣旨で認めるものでは としたのは、単に通風をよくして生活を ている。今回、 うえから網戸を設置する世帯が多くなっ 蚊、虫の侵入を防いだり、通風の効用の なく、あくまでも蚊張を必要とするよう 展近、第二種公益住宅などにおいて、 網戸の散戦を認めること

> Ξ 伴い引き上げられたものである。 府県知事宛厚生事務次官通知)の改正に および期間ならびに実費弁板についてい (昭和四〇·五·一一序社一六二各都道 基準額が引き上げられたこと。 6の2の⑤のアの氏) 災害時における布団類被服類の支給 「災害救助法による救助の程度、方法 () ()

円に引き上げられたとと。(局第6の 2の(5のアのの) 基準額が三、000円から四、000 中学校入学時における学童服の支給

なっているので、実材に添うよう今回の の側服を定めているととろもあり高額と **ぬされているが、地域によっては中学生** などの方法により低額で購入するなど配 いて授廃施設を利用したり一括購入する 現在、学量服については実施機関にお

く場合の規定が新たに設けられた。ま これに伴い文言上の整理を行なった。 び飲食物質については包括的に規定し た移送世の範囲を交通費、宿泊料およ る場合および被扶殺者を引き取りに行 移送費について、付添者を必要とす 付添者の移送数はいる

.

8

離婚状態にあり、実施機関が出身世帯の なるので今回収扱い方針を改め、実旗上 一切長のため必要と認めた場合には、 四

取り扱うことは社会通念に反することと その実態を無視して通常の実殖と同様に

解

行なえるよう定めたものである。 入院見込期間を確認したうえ世帯分離を

また、この収扱いにより世帯分離され

敷金の範囲拡大

月の実日数により日間計算を行なうこと 不合則な点があった。 ある場合、支給額に過不足を生じる等の に月の末日に保診の開始、廃止、変更がいたが、三一日の月や二月において、特 の分母を三〇日とすることに統一されて とれを足正するために、実情に応じて 従来は事務簡素化の観点から日割計算

三 重度身体障害者更生要酸施設または

関係にない場合、世帯分離できるよう

出身世帯員のいずれとも生活保持義務

重度身体障害者収容投産施設入所名が

に改めたこと。

(局第1の2の(4)

増額が認められたものである。

號

られることとなった。 き者を引き取りに行く場合の費用が認め 他家に刊けてある岩で被扶養者となるべ め付添者を必要とする場合と、家田人や 人等が施設入退所や検診、諸手続等のた 新散された規定では、身体障害者や老

交通費、宿泊料及び飲食物費を包括して 規定することとした。 政定前は項目毎に費かれていた

の製否判定の対象とならないことに留意 なお、切別以外の項目については保護

(ç 費については、基準生活質から減額しな くてもよいものである。 また、移送費として支給される飲食物

下水道設備致一万円以内 市中心部

しく払うことが認められ、かつ下水道、尿尿を除く)処理の方法では衛生を著 被備によるほか適当な処理方法がない めてさしつかえないものとされたこと して下水道設備の新設に必要な額を認 おいて特別基準の設定があったものと ときに限り一〇、〇〇〇円の範囲内に している場合であって、現在の下水(被保護者が市街地の中心部等に居住

(局第6の2の8のイ)

第一義的には、環境衛生等の立場から、 電散備や水道設備の場合と同様であるが 下水道設備は、従来認められていた配

> 認められるものと解してはならない。 **解決されるべき性質のものであり、これ** 当然他法他施策による事業の一環として らと同様の観点から木法のこの取扱いが

著しく扱うものであるか否か、本法独自られている方法が健康で文化的な生活を の立場から判断して低低に取り扱うよう 特に铅意されたい。 したがって、実施に際しては、現在と

おいて環境衛生上の支壁が生じないよう 水洗便所は含まれないものである。 **実施責任がある(「清掃法」参照)ので** 今回認めるとととされた下水道設備に 屎尿処理については地万公共団体に

敷金の範囲広がる

福祉施設退所する場合など

質の住居に転居する場合については 活を維持することが消しく困難である する場合、及び現住居において最低生 合」の範囲に、社会福祉施設から退折 木行協議を廃止することとされた。 が退院する場合及び現住居よりも低家 た。また従来の規定のうち、入院思省 と認められる場合が、新た、に加えられ (課第4の3) 「帳居に際し放金を必要とする場

は母子寮において子供が一八歳に遠した ために退策しなければならない場合等、 会福祉施設から退所する場合とは、例え 合回新たに設けられた要件のうち、社

> り退所させられた場合等は当然除かれる 限るものであり、強制退所等の措践によ 施設収容目的を遠したことによる場合に

ある。 子加されるので要件から除かれたもので
所する場合は、近い将来において自立が ものである。 なお、職業訓練法に基づく施設から退

することが著しく困難であると認められ の好意で、無料または低額の家賃で居住 る場合として予想される事例は なった場合の災害等で住居を失った場 していたが、もはやそれが期待できなく また、現住居において母低生活を維持

生媒奴の引上げ

内で特別基準の設定が認められたとと 亦の永認により五〇、〇〇〇円の範囲 〇〇円によりがたい場合、都道府県知 (局郭もの7の印のア) 生業数について、一般基準三○、○

被保護者の自立更生を推進するため、

関係離職者等臨時措置法の規定による、
比鉱離職者臨時措置法の規定による たは瓜川対策法第一三条第二号の規定 職業訓練手当を支給される被保護者ま 技能修得数について

①他人

されたものである。 いっそう適確な措置を断じ得るよう改善

による給付金を支給される被保護者に

修得費として計上ずることとしたこと て支給される契額に相当する額を技能 ついては、そのうち技能修得手当とし (局第6の7の②のエ)

実額に相当する額」と改められた結果、 日額平均計二一〇円)として支給される 手当月額城高二、000円、日額四五円 当(内訳は受闘手当日額一六五円、通所 のであるが、今回「そのうち技能修得手 日数にかかわらずこれを計上してきたも き一五〇円の額」とされ、その月の通所 の通所日数によって異るひととなった。技能修件性として制上される領は当該月 び技能修刊手当の合算額のうち一日につ 従来は「職業訓練手当(甚本手当)及

死亡診断数に特別基準

10

8 の(2) かえないこととしたこと。 定があったものとして計上して差しつ 場合は、郊祭扶助基準額表の額に当該 検索に要する費用が二〇〇円を越える こえる類を加算した類を特別基準の設 (加郷6の

解

応じて特別基準の設定を認めることとし たものである。 かないきれない場合があるという実情に いため、郊祭扶助一般基準額のみではま 要する費用については、 とれらの諸費用のうち特に死体検案に 地域格認が大き

ればその都度、自給認定期間及び認定額た、世帯目の帳出入等、世帯の変動があた、世帯目の帳出入等、世帯の変動があ の期間中、自給能定抵期額表から、その を延迟してゆかねばならないなど、認定 契加機関の強い要望のあったところであ Φ

ある。 者について、動労控除の飲食物致相当分抵照所は、主食を自給している農業稼働 均衡を図るため、保有主食についてもず 上の坂扱いの統一と、勤労控除適用額の業稼働者と他の職種従事者との収入認定 労収入を得ているに対する勤労控除の適 ないのみならず、他の職種に従事して就 農家における主食消費量の実態に合致し を見込んで八二〇時と定められていたが を全面的に適用することとされたもので べて金銭換算して農業収入として取り扱 用の仕方とも相異していた。主食自給農 また、従来の取扱いによる主食の自給 他の就労収入と同様これに勤労控除

農業収入について、動労控除の適用を

(一) により金銭換算された

みて主食として取り扱うことが適当でた、主食品目として指げられたものでた。主食品目として指げられたものであっても当該地域の食生活の火度から なる、あわ、きびを除外したこと。ま

金面的に行なうこととされたこと。

(脚第6の問記)

(局第8の3の⑴の

差しつかえないこと。(課第6の間分) ないときは、野菜等として収り扱って

農業稼働者にも勤労控除を適用

既第5の問1、2、3、削除)

前労控除を全面的に

の一の②)(次第6の⑴次第7の3の 脚定することとされたこと。 (局第8 蒸づいて金銭換算し、農業収入として の収積量(仕送り・贈与分を含む)に

ひえ、あわ、きびは除外

従来の主食品目のうちから、

| 局第8の1の2局第7の1、

自給自足もごく限られた地域になってい た作物の生涯が主体であり以前のような 家
門
切
作
物
よ
り
も
む
し
ろ
換
金
を
目
的
と
し ともまた必要なことであった。 る。このような形近の農家の動向に対応 して、木法実施の坂扱いを改めていくと さらに、最近の農家経済の大勢は、自

後更に検討を重ねていくこととした。 食に限って金銭換算することとしたが 点は次のとおりである。 その他に今回の改定に伴い招意すべき 仕送り贈与の主食も収入に

されることになったこと。なお、就労 にপがすること。 よらず、農業収入として認定すること も局第8の2の包ただし暦の取扱いに の対価として支給された主食について 与による主食は農業収入とみなし認定 従来、自給認定されていた仕送り贈

定の位子は次のとおりである。

主食についてだけ

 \exists

収積量及び売却価格の把拠並

政府買い上げ価格で

主食(米及び非米主食)品目

価格によること。(製第6の問題) がどおりであるが、米・麦のように統いどおりであるが、米・麦のように統

として取り扱うこととなったこと。改

主食—

自給認定は実態に合わず

イのなお母及び同ウのかっ と母を 削

農業収入を金銭換算で

収

ス

Ø

認

定

改良普及員の意見もきく

参兆にすること。 調査にあたっては同普及四の意見をも 該地域における農耕の実施をよく把握 していることに鑑み、股作物の収穫量 農村における農業改良普及員は、 . 些

(3) げてあるものであっても、地域の食生 食であっても、他の地方では主食でな じゃがいものごとく、その地方では主 また、昭児島のさつまいも、北海道の に合うように改められたものである。 除いたことは瓜近の農家食生活の実施 野菜飼料等として取り扱ってもさしつ 祈の失態からみて適当でない場合は、 いものがあるので、主食品目として掲 かえないこととされた。 主食品目から、あわ、ひえ、きびを 地域の食生活に合わせて

地域の実情で価格を含める

二 主食の自給認定及び主食に係る農業 収入の認定の適用について、経過規程 給 認 定

IJ

務

の負

担 を 除 <

(太局旗附川)

米に換算)に応じて自給期間を定め、そ総収積量(米以外の主責については精白を、自給基準量と米食率を定め、世帯の位派の保護の実施要領は、主責につい

が設けられたこと。 鋭

生活扶助

教育扶助

住宅扶助

医療扶助

出層扶助

生業扶助

貋祭扶助

各種物労控除及び必要経 費控除等

の売却をもって認定すること。また、 場合等については、政府質上価格の最 うえ決定すべきものである。 の実情に応じ出荷時等の価格を調査の あるが、それによりがたい場合は地域 原則として収獲期の価格によるべきで 価格の変動の著しい品目については、 が、米粉として消費される場合は米粉 低価格をもって認定することとする ものであるが、等外米を自給している 価格のあるものは政府買上価格による

各月でとに適用されることになった。月において爪なった場合の基礎控除は 挑礎控除を適用することとされた。 った場合は、収入約の多い職権により また農業収入と他の就労収入とが重な に際して、二以上の農業収入が、同一 農業収入を各月に分削して認定する 例えば五月に姿の収入があり、十二 基礎控除について

職種で控除を適用するものである。 月割認定額が年間を通じてある農家が 分の一された認定額が月二、〇〇〇円 の収入を似た場合は、その月は土工の 農園期に土工の日雇いに出て月一万円 000円となり、 十月に米の収入があり、月側額が五、 (駅第6の問32) 合計七、000円の

示したこと。

(課第6の問答4)

(解 脱)

の用途にあてられる金銭の限度額を明 にわたって列挙するとともに、これら 生のための用途」の具体的内容を細目 保険金の取扱いに関連して、「自立更 れる金銭及び災害等による補償金又は

前のとおりである。 佐事した者の基礎控除の取扱いは、従りなお、農業以外で二種以上の職種に (百問百答一七集

> **©** 一〇四百参川) - 柽過規程—

主食の販売価格は米等のように統創

いる主食は、その自給期間中雄前の取定期間内である場合は、その保行して 施罗值改正時点(昭和四十三年三月三 過規定が設けられた。 すなわちこの実 であり、現に主食を保有して、自給認 十一日、同年四月一日)に被保護世帯 収入の適用については、財則により経 主食の自給認定及び主食に係る農業 0

袻償金・保険金は収 人認定せず

のとしたこと。(次第7の3の回の才については、収入として認定しないも自立更生のための用途に供されるもの 又は保険金のうち、当該被保護世帯の けたことにより陽時的に受ける補償金 災害等によって被保護者が損害を受 ľЧ 差しつかえない。

地方公共団体が国の法令の規定によら 示したこと。 解説 (選第6の問4)

の生活の推持向上を図るために支給する 保 蓃 Ø 決 定

扱いによる。したかって、改田時点以 八月に自給が終了する場合であっ

いう自立更生のなめの用途に供すべきもがある点を考慮して、局第8の2のほに行なう生活保護制度と調務をはかる必要

あるが、なおその公的性格に伴い、

図の

あった支については、改正実施要領にても、当該世帯について五月に収穫の あり より金銭投算することとなる。 また、改正時点は米の自給期間中に

経費を含め、その実際必要額を認定して 公的な恵与金について確認

のほエにいう「自立更生を目的として **思与される企践」に該当するものを明** 的に支給する金銭のうち、次第7の3 地方公共団体が被保護者に対し臨時

局第8の2の(5)

また、自立更生を目的として思与さ

ずに、単に条例又は予算措置により住民

前月号参照 ۲ されているものに限り、「自立更生を目のであることが支出の目的として明示 Ξī る金銭は従来とおり、次第7の3の20の長が年末、盆、川木等の時期に支給す 的として思りされる
征銭」に該当するも のとし、したがって地方公共団体又はそ 工によって取り扱われることを確認した **勧労控除の取扱いにおいて、菜種別** 響細な収入でも勤労意欲を

ح を、改定前の五区分から四区分に改め 基礎控除の 月間 就労日数 別適用 区分 適用率の最低を十日以内四〇%とした 解 説) (局第8の3の印のイ)

図ったものである。 う健康から就労日教別適用区分の改善を 設けられている。今回は特に嫁組な稼働 収入に対する動労意欲の助長を図るとい いう趣旨から収入金額別基礎控除制度が ある者に対して勤労意欲の助長を図ると 通常の就労状態で、ある程度の収入の

金銭については、原則的には、民間より 写される金銭と同様に取り扱うべきで 要否判定は年間収入の平均月割額で

に推定できる場合、保護の申請月以降 常用勤労者について年間収入が確実

必要な経費については、裁判等に要する よる補償金又は保険金を受領するために

前月号「生活保護掲示板」において解説 してあるので省略する。なお、災害等に

との改正部分については、

すでに本誌

される総収入の平均月削額をもって保 一年間において確実に得られると推定

合がある。 内介があるが、期末、食与等手当の支給物定すると、その月は要保護状態となる 月は、最低生活費の二倍の収入のある場 **とれらの者を通常月の収入のみで要否**

同8

護の要否判定を行なうこととされたこ

(局第9の2のロ、)(脚第7の7)

に推定できる場合で通常月に保護の申請の手当の支給をうけ年間収入がほぼ確実公務員等の常用勤労者で、期末、賞与等

従来の取扱いでは、会社員、銀行員、

いなかった。

があったときの凹確な坂扱いが示されて

火旗であり、これに合わせ、その収扱い を凹壁にしたものである。 めた長期の生活設計により生活している これらの名は、期末、賞与等手当を含

低生活費として計上すべき費用及び収 保護の開始時の要否判定において最

判定に用いないもの

期末一時扶助費 被服費 家具什器致 / 移送货 配電水道等酸葡萄

敷 愈 住宅維持費

生業費 技能修得費 就職支度費

取人金額別基礎控除 特別控除 新規就労控除 未成年者控除 不安定取人控除 現物 500円控除 貸付金の價置金

れたこと。(課第7の4、5、6)について、具体的費目の範囲が明示さ 入認定に当って用うべき各種控除制度

n

予定であるのでことでは省略する。 次は、生活保護掲示板において群連する。 ので参考とされたい ない費用を類別すれば表のとおりである 開始時の要否判定に用いる費用と用い

(厚生省保護課)



む 忒 剋 鸖 な も

事務簡素化

して世

帯

の

指導を徹底

群

判定に用いるもの

- 378 (1)(1)

基準生活費 加 外工栄養費 人工栄養費 入院必者日用品費

教育扶助基準 教科群、副淝木代 給食費、交通費

家質、間代、地代

医凝微 短期医振致 (特例)

業種別基礎控除 必要経費の実費控除 出胺者等の実費 出現費 公租公課

出控制

雅袋似

がその改正の概要は次のとおりである。 年四月一日から適用されることとなった たこと 事務及び指定医療機関が提出する要否 医療扶助運営要領の一部が改正され本 然見赞等の記載内容について簡素化し 医療扶助に関する福祉事務所の内部

明確である等の事情から医療扶助事務の実施については、その職務分担が不 がけるに至らなかった。 従来、福祉事務所における医療決助 般にわたり必ずしも予期した効果を

のを改め、在祭出時間、地区担当員及 医療事務担当者及び順能医であったもけいと呼ばれてきたのは、地区担当員 **助事務処理体側の確立を図り、医療扶** 行なうとともに、この新しい仕組みに 灰領」という)について所要の改正を るため医療扶助連営要領(以下「運営 助受給世帯に対する指導の徹底を則す 等の甲務処理と表集一体となる医療状 び蜗爪医とした)を行ない、生活扶助 営体側の再編成(従来、いわゆる三者連 十一年度において、これが医療挟助運

13

生活保護揭示板

保険金の収扱い 災害等による補償 金

問題となり、また事故の補償金や共済側題形故による被害者の刑別は重大な社会に認定されてきた。しかしながら、近年交 た部分は、保護の適用に際しすべて収入 除いて一千円を超えるときは、その超え 他の臨時金銭収入と同様に、必要経費を 慎金や保険金を受けとった場合、従来は 被保護者が災害等のため損害を被り補

収扱いの趣旨と大関

ても、 適合する限度において配慮されて然るべ きものである。 が提供される場合、生活保護制度におい 対して法的根拠に基づき損害循項の手段 人格権又は財産権に損害を受け、これに 用等本人の貴に帰し得ない事由によって 交通事故、 生活保護法に規定する制度の目的に その損害の補垣指性を認めること 天災等の各種災害や公用収

いて直接的な損害の補卓にあてることを 保護制度として認め得る一定限度内にお て認める場合、補償金等をもって、生活 担害の補塡を生活保護制度の中におい

> **販扱いについて、かかる社会の実情に即例も増加し、とれらの金銭の収入認定の度による交通災害見舞金が支払われる事** 明したい。 示されたので、以下その詳細について説補償金、保険金に対する取扱いが新しく した配慮が必要と考えられるにいたった 昭和四三年度の実施要領改正により

> > て収入部定から除外されるものは、次の 険金のうち自立芽生にあてられる類とし

すれかに該当する金銭に限られる。

ことが必要である。 直接的な損害補頂に対応する措慮をとる が客観的に確定し難いものについても、 づかしいものや、補填措制の必要な範囲 認めるほか、精神的指語等原状回復がむ

務次官通達「生活保護の実施要領につい四月一日厚生省発社第一二三号、厚生市改正においては、次官通達(昭和三六年改正においては、次官通達(昭和三六年 うち当該被保護世帯の自立更生にあてら により臨時に受ける補償金又は保険企の 等によって被保護者が損害を受けたこと て」をいう。以下同じ。)を改め「災害 かかる越旨により、今回の実施要領の

> ない収扱いとした。 (次官道達第7の3の③のオ)

て」をいう。以下同じ。)において、収会局長通遠「生活保護の実施収価につい すとととした。(局長通遠第8の2の⑤) いの基準を取与金と同様の郵目として示 入認定しないものとする補償企等の取扱 (昭和三八年四月一日社苑第二四六号社また、この措置に関連して、局長和遠 すなわち、次官通遠にいう補償金・保 また、この措置に関連して、

> 川途に供されるもの。 等当該被保護世帯の自立更生のための 直ちに生業、医療、家屋補修、修学

知によって具体的な 基準を示した。 費の限度額について、保険製長問答道 する際の、具体的な質目の範囲及び経 生のための用途にあてられる額を認定 機関が個々のケースについて、自立更 将来自立更生のための用途にあてる計 更生のための用途にあてられないが、 **託されているもの。次に、**保護の実施 順があり、それまでの問題当な者に預 (後述)の日参照) 正当な理由により、現在頃ちに自立

二、収扱い上的意すべき事項

(一)対象となる補例金・保険金の概念 について

ること。 「災害等」によって受けるものであ

対象とする。

である。 るべき指的を生じさせる行為も含むもの のために課せられる財産権の制限のよう の行為又は不作為を含む。この場合、不の自然災害のみならず、交流事故等他人 に商法な行為であっても抽慣の対象とな の自然災害のみならず、 法行為に限らず、 ここにいう 災円等とは、 土地収用等公共の福祉 地假见水害等

닏 被保護者が招拝を受けたことを原因と り」
支払われるものであること。 「被保護者が損害を受けたことによ

その損害賠償として、若しくは特

酸者が当該金銭に対する要求権を有し、 これに対して義務的に支払われるものを は保険契約に基づく保険金として、被保 別の法令の規定に基づく補償として、

18

としない。 ゆる人生の起伏に伴う出費増を保険事故 傷病又は入学・結婚・出産・老齢等いわ 為(又は不作為)によって侵害されたしる権利)又は肝難権が災害又は他人の行者の人格権(生命、身体、精神等に関す としてとらえて支払われるものは、対象 ては、災害等に超因しない死亡・廃疾・ とをいうものであるから、保険金につい ただし、ここにいう損害とは、被係酸

当該破保証世帯に属する者以外の者が

1

7

1/

保護者が損害を受けた」という要件に適 帯に支払われる場合は、とこにいう「被 **償金等が、相続等によってその被保護世** 合しないので対象とはならない **災害等により損害を彼ったことによる補**

担害を被ったことによる補償金であって **補償請求権が生ずる場合があり得る。** C 酸者自身がそのことによって損害を受け 認定除外指置の対象となる。 銭とは性質を異にするものであり、 石に述べた相続等によって取得される金 たときなどに挟殺関係が断たれる等被保 被保護者の親族が災害等によって死亡し れは、被保護者自身も精神的、財産的に ただし、 同一世帯に残さない場合でも 收入

ዾ 「臨時的に」受けるものであると

契伽に対拠するという基本的趣旨に加え 考えられるので、収入として認定するとは、一般的にみて適さないものであると これをもって自立更生の用途にあてるに に当然生活費にあてるべきものであり、 はその支払われる金銭の目的、形旗とも あるいは年教同定期的に支払われる場合 て、補償金又は保険金が分割されて支払 図らせようとするものである。 したがっ て、これを契機として自立更生を強力に 保護者に支払われるという状態に箝目し て、臨時的に一定のまとまった金銭が被 今回の収入認定除外の措置は、社会の れる場合、すなわち長期にわたり毎月

回分型で支払われるものをいう。

当該世帯の自立更生のための用途に供さいとされるのは、現在又は将来において **険金のうち、収入として認定しない版扱** 日で述べた要件に該当する補償金・保

人のために直接使用しなくても、子供の

同様に適用される。

より確定しており、これを一回ないし数 (二) 自立更生のための用途に供される 臨時的に受ける金銭とは、総額が当初

額の認定について

れる部分に限られる。 この場合、その企戦を損害を被った当

修学等、その世帯の自立更生に真する用 途に供されるのであるなら差しつかえな 保護課長通知(昭和三八年四月一日社

更生のための川途に供される額の認定基保第三四号)に新しく問答を加え、自立 を収入認定しない取扱いとするときにも である。なお、この認定基準は、原与金 題が示されたが、その内容は次のとおり の二つの経費にあてられる額であると のとして認められる額は、大別して次

のその生活基。 **市業用施設、住宅、家具、仕盟等の生被保護者が災害等により担害を受け** 原状回復に要する経費 生活基盤の同復に要する経費 - 一復させるための経

0

旨ではない 部分についてまで原状回復を認める趣 るのであるから、かかる限度を超える る限りにおいて、その回復が認められ 活を維持するための生活基盤を構成す とれらは、あくまでも最低限度の生

療を受けることに伴い通常必要と認め に際して衣類をととのえる費用等、治受けることに要する経費である。入院 られる経費も含まれる。 支払原因となった假告・疾病の治療を 被保護者が、当該補償金・保険金の 傷害・疾病の治療に要する経費

その他の事情を考成して被保護世帯に対敗被保護世帯の構成、世帯西の稼働能力設被保護世帯の構成、世帯西の稼働能力 に要する経費を収入認定から除外する。 の領別内で最も有効な自立計画を作成し 可能であるか不適当な場合に、その金額 余分がある場合又は死亡等原状回復が不 は、第一に原状回復にあて、次いでその その実施のためにおてるよう指導すると し指導のうえ立てさせた自立計画の遂行 迎用上、原則として、 循償金・保険金 自立計画の実施に要する経費

は

及びこれに要する費用の限度額は次のと とが適当である。 自立計画の内容として認められる用途

がえない。 資金制度による更生資金の貸付限度額 業のための用途については、 (現行三〇万円)を限度額とする。 事業の開始又は継続、技能習得等生 、世帯更生

国の協构や、本人の協构で(1)の切以外: 医療のための用途については、世帯 旗に要する経費及び医療を受けること のものに関し、医療扶助基準による医 合祭額を限度額とする。 に伴って通常必要と認められる経費の

間代、地代、住宅維持費)等、住宅類的の新設、住宅扶助相当の用途(家貿の)家屋補修、配電設備又は上下水道設 ()) 帯更生資金制度による住宅資金中改修境の整備のための用途については、世 皮組とする 費の貸付限度額 世帯員の修学のための用途について (現行一五万円)を限

19

0 とする。 部外学習、修学旅行の参加等修学に伴 学習図書・週前用具等の購入、珠算の にあてられる最少限度の実質額を限度 って社会通念上必要と認められる用途 義務教育修学の場合は、入学の支度

学校三年まで毎月三千円) に相当する 英会法に基づく特別代与奨学金(高等 順を限度額とする。 に要する最少限度の実質額又は日本資 高等学校修学の場合は、入学の支度

ゼ、而等学校修学に要する経費は

わたって補償金等をあてることもさしつわたって補償金等をあてることもさしついれる場合は、これらの用途の二国主におりである。自立計画として必要が認め

何することとするものである。 適当な者に預能し、毎月、必要額を受 いったん修学資金額を社会福祉法人等

の必要が認められる場合は、ほに述べ る取扱いにより、 大学等の條学について特にそ 厚生省に協議のうえ

使途に関する特

にあてることの方が、当該世帯の自立更決別を調査検討して、補償金等を(1及び決別を調査検討して、補償金等を(1及び決別を調査検討して、補償金等を(1及び上海機関が、当該世帯に関する各般の生施機関が、当該世帯に関する各般の 別かれている。 その使途等について厚生省社会局保護課
あると認められる場合には、あらかじめ 途について限度額を超える経費が必要で **心と認められる場合又は、②に示した用生を図るうえにおいてきわめて適切であ** 長髙て協議したうえ、特別を認める途が

(4) 保護費との調整 (4) 保護費との調整 (5) 保護性帯の状況等を記載し た協議性を提出する。

保護側度が積極的に給付すべき需要がも とが確定している需要に対しては、生活すでにみたされているか、みたされると することはあり得ない旨を入念的に規定 はや存しないものであり、扶助性を支給 なわれるととはない。胡質の等によって質については、生活保護による給付が行 したものである。 制低金・保険金 ってあてられる経

同種類の質目であっても、生活

三、その他関連する諸問 題点について

新保護首問首答第一七年の問掴に示され入していた場合の坂扱いについては、生要保護者が保護開始申請時に保険に加 (一)被保護者の保険加入について

りくりによって、保険料を拠出して任意りくりによって、保険料を拠出して任意をして活用させるのが原則である。 ・ しかし、被保護者が、保護開始後に、 ・ でいるように、要保護者の利用し得る資 **ある。この保険が満期となって保険金が** 取扱われるが、保険期間中に、災害等に 支払われたときは、臨時的な収入として 保険に加入することは認められるもので

な

適当でなく、控除の取扱いはされないもは保険料を必要経費として認めることは のである。 かかる形態の保険加入について

企等は、それが、保護開始後に支払われ た場合であっても、収入認定除外の対象 保護開始前に生じた指告に対する補償

飛職支度費として、就職のため直接必要でることは、さしつかえない。たとえばと認められる部分の経費に補償金等をあとは断い得ない範囲で自立近生に貸する られよう。 償金等をもって購入する等の場合が考え 生業扶助を甲請し、勤務先の特殊事情に より自費で整えねばならない道具類を補 とする洋服類、風物等の購入については 保護による扶助と併行して、扶助によっ

災害等による保険金の取扱いの対象とな払われた場合は、本稿で採り上げているよる招拝を受けたととにより保険金が支

なお、

(二) 保護開始前に生じた損害に対する 補償金等の取扱いについて

你を受けることができるときは、これを とだいらない 水米、和害を受けたことによって補償

るとととなる。 第六三条に基づき費用の返還義務が生すに補償金等が支払われた場合には、同法

(三) 補償金等の預託について

社会福祉法人、新聞社、当該被保護世帯にあてることを目的として適当な者に前にあてることを目的として適当な者に前にが合い。 れるものをいう。 れらの金銭を安全に管理し得ると認めら た団体等金融機関以外の者であって、こ の自立更生を提助するため特に設立され

20

する取扱いとされていることに留意され、小前に厚生行社会局保護課長に協議 収入として認定しない。こととする場合 また、価値金等を預能することにより

厚生省保额課)

消殺者物価と生活水準

 ∇

今月の話題

Δ

テレビ等でしばしばとりあげ消費者物価の上昇をめぐる話題

価の上昇と保護家庭の生活水増との関係られています。そこで今回は、消費者物

越されているかどうかなどについて簡単談基準の策定にあたって消費者物価が配によって消費者物価が配 質者物価とはどんなもので、 **費者物価とはどんなもので、どんな方法について正しく理解して買くために、消**

に述べてみましよう。

の品物を買っていますが、この品物にはべてみましよう。私達は日常生活で種々 はじめに、消費者物価指数・・・・消費者物価指数・・・

V

4

ī

O

それぞれの価格があります。ところで、

がりした萬物の方がたくさんあるばあい くなったりしておりますが、ふつう値上 とれらの品物の価格は高くなったり、安

算定は、名目生、『恋か質繁の贈買力にが大切となります。との実質生活水準の質の生活水準によって行なってみるとと 準の向上の度合をみる場合には、表面上 う関係があります。したがって、生活水があがりますとお金の価値がさがるとい では正確ではありませんので、同時に実 の金額、つまり名自生活水準の比較だけ ども述べましたように、消費者物質的数 では次に、生活水準と消費者物価との さきは

下することになるといえます。 れば、生活は少なくとも前年度よりは低 **消費者物価の伸びを乗じた生活費でなけ** 持するためには、当然前年度の生活数に ある年度において前年度の生活水準を維 **な原定方法によって表わされますので、** 除して行ないます。 実質水類はこのよう

も前より量物を沢山買うとか、より高級も前より量物を沢山買うとか、より高級です。生活費は物価があがればもるべきです。生活費は物価があがればも別程消費者物価があがったのだと話され は一万七千五百円の生活費になった、とが一ヵ月1万五千円であったのが、本年沙家庭などを訪問しますと昨年の生活費 動きとを区別して考えてきましたが、保合には、生活水準の動きと消費者物価の以上のように、生活水準を考慮する場 きと生計費の助きとは区別して考えなけ るのです。したがって、消費者物価の動り、それだけ消費量がふえたからでもあ り、それだけ箭費量がふえたからでもあ火施要 領土、撃認 されたた めな どによ ためだとつい考えられがちです。 ますが、これは電気代の料金があがった庭で電気代が以前よりも多くかかってい ればなりません。たとえば、最近保護家 であって物価上昇とは区別して考えなけ とのことは、生活水準の向上によるもの なものを買うことによってもふえます。 れは物価が非常にあがり、このように一 大際には、 他気器具の使用が保護の

うになります。(昭和四十三年度生活扶上述の尊定方法から尊定しますと次のよす。したがって実質水準としての仲びはす の生活扶助基準十三%の引上率はどのよ 光視されているわけです。では次に、こては、消費者物価の動きについても当然 ました。このように基準の策定にあたっ 少されるよう十三%の引上げが行なわれ 慮し、一般世帯と保護世帯との格差が超 費者物価の伸び率、さらに最近における 見近しにおける個人消費支出の伸びや消 活水準の伸び窓)七・八%。 経済見通しによる消費者物価指数) 助基準改定率)士三%士(昭和四十三年 り四・八%上昇すると予測されておりま 阿庁が本年当初に発表しました経済島道 もなく名目の伸び率です。また、経済企 ょう。生活扶助基準の十三%はいうまで うな実質水準になっているかみてみまし 一般世帯の消費水跳の上昇の実態等を考 八%=(昭和四十三年度における実質生 し消費者物価指数(全国)は、前年度よ 生活扶助基準の引上げについては経済……生活扶助基準への配慮…… ĥñ

すっれることになるといえるでしょう。でなく、かなりの実質的な水準の向上が は前年度の生活水準が確保されるばかり 質生活水準の伸びは七・八%とかなりの 消費者物価指数を四・八%みますと、 伸びが見込まれることになります。これ このように生活扶助基準十三%の中に

に測るモノサシの役目を果すものといえがその日、その日の気温を測るように、がその日、その日の気温を測るように、が得費者物価指数です。ちようと温度計 標となっていることはあらためていうまれ、回の経済政策にとって大変重要な指は、物価上昇に対する目付役などといわ ったとぬじたときに、私達は物価があが年に比べてわずかな品物しか買えなくな程度の買いものができたのに、本年は昨 かりやすい単純な数値であらわしたものに、もっと客観的根拠のある、しかもわ ましよう。 そして、 この消費者物価指数 **を意味するわけです。このような物画の** は、お金の価値が前よりもさがったこと ったと、実際として橋じます。このこと に、私達は物価があがったと感じます。 かえれば、私達が昨年二千円である 人びとの主観的な感じ方でなし

動きを、

述べてみましよう。 さてとのような消費者物価捐款はどん でもないことです。

婦が生際に買いものした品物を家計簿が大きな買物かごの中に損救の基準時に主大きな買物がごの中に損救の基準時に主たものによって考えてみましよう。この る際に持って行く買物かごを、大きくし まず、家庭の主婦が買いものにでかけ

うことになるわけです。この買物かご全 二万二千円かかるようになっているとい 月では物価が値上がりしたことによって 二方二千円にします。これは昭和四十年四月に買ったとき、仮りに、この金額をの買物かごと同じ中身を昭和四十三年の 月の消費者物価指数ということになりま和四十年を基準時とした昭和四十三年四二十日は一一〇となります。これが昭 当時の生活をするために昭和四十三年四 して、この買物かど全体のねだんを考えら調べて、それらの品物を入れます。そ 〇としますと、昭和四十三年四月の二万 体のねだんを昭和四十年の二万円を1〇 たとします。つぎに、この昭和四十年 だんが仮りに 二万円(月平均) であっ が入っていますから、このかご全体の値 十年において家庭で購入した総ての品物 るわけです。とのかどの中には、昭和四

関係について述べてみましよう。

- 21